

高松市地域産木材活用木製玩具普及事業募集要項

1 趣旨

高松市では、市内における民間の幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育施設を対象に、市内産木材を活用した木製玩具の導入を支援することにより、木育の促進や市内産木材の需要拡大等を図ることを目的として、「高松市地域産木材活用木製玩具普及事業補助金」を交付することとしました。この補助金の交付を希望する事業者を募集します。

2 事業概要

補助事業の概要は、別表のとおりです。また、事業の詳細につきましては、高松市地域産木材活用木製玩具普及事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を御参照ください。

3 募集方法

(1) 募集期間

4月1日から12月の最終営業日まで

※ただし、**申請年度の1月の最終営業日までに、木製玩具の納品及び実績報告に係る検査を終えられるもの**に限ります。

(2) 提出書類

高松市地域産木材活用木製玩具普及事業補助金交付申請書（要綱の様式第1号）

※補助金交付申請書の提出をもって補助金交付が決定するわけではありません。申請事業の実績報告に係る検査合格の後、交付決定を通知します。

(3) 提出先

高松市役所 創造都市推進局 産業経済部 農林水産課 林務係

4 対象事業の認定について

提出のあった交付申請書の内容を審査し、予算の範囲内で補助金交付対象事業を認定し、申請者に通知します。

5 事業実施時期について

事業は、市からの交付決定日以降に着手してください。交付決定日前の事業着手に係る経費については、補助対象とはなりません。

6 提出書類等について

提出書類の様式等につきましては、申し出いただければ用意できますので、下記の問い合わせ先まで、御連絡ください。

問い合わせ先

高松市役所
創造都市推進局 産業経済部 農林水産課 林務係
〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号
TEL 087-839-2422

(別表)

| | |
|----------|---|
| 1 補助事業名 | 高松市地域産木材活用木製玩具普及事業 |
| 2 補助対象者 | 高松市内に所在する次の施設の設置者や事業を行う者 (1) 幼稚園 (2) 保育所 (3) 認定こども園 (4) 上記のほか、未就学児を対象として特定非営利活動法人が運営する施設 |
| 3 補助対象経費 | 市内産木材を使用し、それを証明できる木製玩具の購入費 |
| 4 補助金の額 | 上限額：20万円(消費税及び地方消費税込額) 補助率：補助対象経費の3分の2(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額) |
| 5 その他の要件 | (1) 香川県産材認証制度の認証を受けている木材のうち、市内産の木材を使用した木製玩具を補助対象とします。 (2) 補助対象となる木製玩具は、交付決定日以降に着手し、申請年度の1月の最終営業日までに納品及び実績報告に係る検査を終えられるものに限り ます。 (3) 市内産木材を使用していることを確認するため、実績報告書に、納品した木製玩具の「香川県産木材産地認証書」及び「木製玩具の樹種、産地、認定機関の番号等の産地表示が分かる写真」を添付していただきます。 (4) 他の補助事業の補助対象となっている場合は、この補助事業の補助は受けられません。 |